

平成 21 年 4 月 23 日

{ 都 道 府 県 知 事 }
{ 保健所設置市市長 } 殿
{ 特 別 区 区 長 }

厚生労働省医薬食品局長



プーチン・ロシア連邦首相の来日に伴う毒物及び劇物の
適正な保管管理について(依頼)

毒物及び劇物の適正な保管管理及び販売等の徹底については、昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」、平成 10 年 7 月 28 日付け医薬発第 693 号医薬安全局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により、貴管下関係事業者への指導に種々御配慮いただいているところです。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおりプーチン・ロシア連邦首相の来日に伴う警備協力に関する要望があったところですので、上記通知の趣旨を踏まえ、引き続き貴管下関係業者等に対する指導を行うとともに、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所・警察署・消防機関に届け出る等の適切な処置が講じられるよう、併せて指導方宜しくお願い致します。

また、毒物劇物監視指導指針（平成 11 年 8 月 27 日付け医薬発第 1036 号別添）第 4 に基づき、警察当局、消防当局、他の都道府県等の関係官公署と相互間の緊密な連携体制の強化に努めるとともに、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態を把握した場合には、当省に直ちに通報していただきますよう宜しくお願い致します。